

ボイラの騒音ラベリングのお知らせ

平成 27 年 2 月 26 日
一般社団法人日本産業機械工業会

一般社団法人日本産業機械工業会 ボイラ・原動機部会では、ボイラ製品の騒音対策における自主的な取り組みの一つとして「騒音ラベリング」を作成しました。

「騒音ラベリング」とは、一定の条件で測定した騒音値が、定めている基準以下の製品について「低騒音型」のラベルを貼付し、ユーザーが低騒音型製品を選択できるようにし、低騒音型の普及を促進するものです。当部会では環境省が定めた「騒音ラベリング等作成マニュアル」に基づき、産業用ボイラの騒音測定基準、低騒音型騒音基準、表示基準等について、統一基準を検討、作成致しました。

低騒音型ボイラの騒音基準とラベルのイメージは以下の通りです。

対象機種：貫流ボイラ、水管ボイラ、炉筒煙管ボイラ、廃熱ボイラ

蒸発量	音圧レベル (A 特性)
0.5t/h 未満	65 dB (A) 以下
0.5 t/h 以上 1 t/h 未満	70 dB (A) 以下
1 t/h 以上 2 t/h 未満	75 dB (A) 以下
2 t/h 以上 7 t/h 未満	80 dB (A) 以下
7 t/h 以上 20t/h 以下	85 dB (A) 以下

※測定条件により、騒音値が多少上下する可能性があります。



※ラベルの貼付位置は企業・製品によって異なります。

以 上

(本件の問い合わせ先)

一般社団法人日本産業機械工業会 産業機械第 1 部 TEL 03-3434-3730

※ラベルの貼付は平成 27 年 4 月以降を予定しております。